



茅ヶ崎市

せいかつほご

生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護を受けるにあたって

知っておいていただきたいことや、

必要な手続きについて書いてあります。

生活保護を必要とする可能性は

どなたにもあるものです。

生活にお困りの場合は

ためらわずにご相談ください。

《お問い合わせ先》

分庁舎2階1番窓口（生活支援課）

（☎ 0467-81-7158）

れいわ ねん がつばん
令和6年10月版

もく 目

じ 次

1	せいかつほご 生活保護とは	1
	ほごう 保護を受けるためには	1
	ほごひきかた 保護費の決め方	2
	ほごしゅるい 保護の種類について	3
	しゅうにゅうにんていがく 収入認定額について	4
2	ほごじゆきゅうちゅうけんり 保護受給中の権利と義務について	5
3	ほごじゆきゅうちゅうとくちゅう 保護受給中特に注意すべきこと	8
4	びょういんのかかり方 病院へのかかり方	9
5	かいこふじょ 介護扶助について	11
6	ほごかいしけついじ てつづき 保護開始決定時の手続きについて	12
7	しんごくしょとう きにゅうれい しゅうにゅう むしゅうにゅう しんごくしょ 申告書等の記入例 収入(無収入)申告書	13
	ほごへんこうしんせいしょ いちじふじょしんごくしょ 保護変更申請書・一時扶助申告書	14
	つういんこうつうひしんごくしょ 通院交通費申告書	15
8	しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金	16
9	しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん 進学・就職準備給付金	17
10	そうだん れんらくさき 相談・連絡先	19

1 生活保護とは

国が、憲法25条の理念に基づいて、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です。

●保護を受けるためには

保護を受けるときは、自分の持っている能力（働くこと）、資産（貯金・土地等）、その他あらゆるものを自分の生活のために活用することが必要です。また、扶養義務者からの援助や他の法律等による給付は保護に優先します。

【資産について】

活用していただく主な資産は、次のとおりです。

◆土地・家屋

- 世帯の居住用に役立てているものであっても、処分価値と利用価値を比較して、処分価値が著しく大きい土地及び家屋。
- 居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。
- その地域の農家の平均耕作面積以上、あるいは現に収益を上げていない田畠。
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモゲージ）の利用が可能なもの。

◆自動車・オートバイ等

- 障がい者又は公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院等に特別な事情がない場合。ただし、総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

◆生命保険

- 受取人が違ったり、保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。（ただし、保有が認められた生命保険であっても、解約返戻金や入院給付金、手術給付金などの保険金を受け取ったときは、すでに受けた保護費の範囲内の金額を福祉事務所に返還していただく可能性があります。）

【能力について】

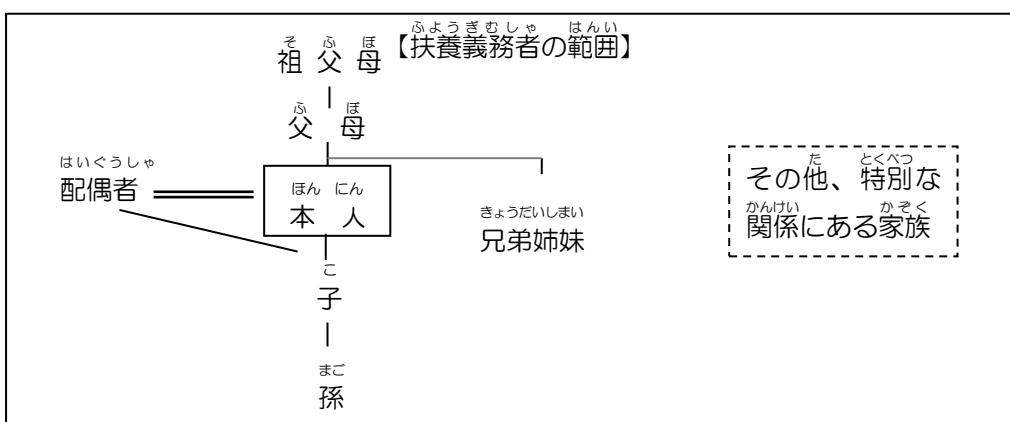
◆ 働くことのできる方は、働いて収入を得ることが必要です。（病気のため働くことができない方は療養に専念してください。）

【他法他施策の活用】

◆ 健康保険（社会保険）、年金、各種手当等の生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、これらを優先して利用することが必要です。

【扶養義務者からの援助について】

◆ 親子・兄弟姉妹等と援助について相談し、可能な範囲で援助を受けてください。
◆ 福祉事務所が扶養の期待性があると判断した扶養義務者の方に対して、援助の可能性について照会を行うことがあります、家庭内暴力、虐待等の経緯がある場合や、特別な事情がある場合などは、ご相談ください。



● 保護費の決め方

お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入認定額をくらべて、足りない部分を保護費として決定します。

最 低 生 活 費	
生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一時扶助を含む）	
収入認定額 総収入 - (必要経費・各種控除)	保護費

●保護の種類について

1 生活扶助		衣食、その他日常生活に必要な費用
2 住宅扶助		家賃、地代、契約更新料等に必要な費用
3 教育扶助		学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4 医療扶助		けがや病気の治療に必要な費用
5 介護扶助		介護を受けるために必要な費用
6 出産扶助		出産に必要な費用
7 生業扶助		技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8 葬祭扶助		葬祭に必要な費用

●保護費は目的通りに使用してください。

住宅扶助費（家賃等）や教育扶助費（給食費等）、介護保険料加算などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。必要に応じて代理納付を行うこともできますのでご相談ください。

●毎月原則5日（定例支給日）に支給されます。原則、ご本人の口座に振り込まれます。

保護費を市役所窓口で受け取るときは、印鑑（認め印でも可）、「保護決定通知書」を持参してください。なお、5日が土日、祝祭日の場合は直前の平日です。

【一時扶助について】

特別な需要によって、次のようなものが支給されます。

◆主な一時扶助（支給要件、上限額があるものもあります。）

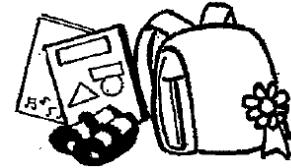
被服費・…・布団・被服・おむつ等

入学準備金・…・小・中・高等学校の入学準備費用

家具什器費・…・家具・炊事用具・食器等（持ち合わせが無い等の場合に限る）

転居費用・…・敷金・引越代等

住宅維持費・…・屋根やたたみ、風呂等の修理費



● 収入認定額について

はたらいて得た収入、年金や手当、資産活用による収入、仕送り等については、これらの収入を得るために必要な経費を差し引いて収入認定額とします。また、働いて得た収入については、必要経費・各種控除を差し引いたものを収入認定額とします。

【必要経費】

しゃかいほけんりょう・しょとくせい・ろうどうくみあいひ・こうつうひ・のうぎょう・じえいぎょうとう・いとな・ひつよう・けいひ

などがあります。

【各種控除】

◆基礎控除・…・勤労に伴う必要経費として、収入額に応じて控除額が決まりま

す。

◆20歳未満控除・…・20歳未満の方について控除します。ただし、単身者などの場合は適用されません。

◆その他の控除・…・託児費、国民年金の受給権を得るために必要な任意保険料など、真にやむを得ないものに限り、最小限度の額を控除します。

2 保護受給中の権利と義務について

保護は、最低生活の維持のための給付であり、権利が保障されています。また、保護を受給する方には守っていただかなければならない義務もあります。

●保護受給中に保障されること（権利）

- ◆正当な理由がなければ、すでに決定された保護は、不利益に変更されることはありません。
- ◆保護金品に対して税金等をかけられることはできません。
- ◆保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはできません。
- ◆福祉事務所長が決定した保護の内容について不服があるときは、県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることができます。

●保護受給中に守っていただくこと（義務）

【自分の生活をより良くするための努力をすること】

働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。

保護受給中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努力しましょう。

【福祉事務所へ届出をすること】

◆「収入（無収入）申告書」について（13ページに見本あり）

保護費以外の収入を得たとき、「収入（無収入）申告書」を福祉事務所に提出してください。なお、記入した収入を証明する資料も添付してください。

～例～

・新たに働きはじめたときや働いている会社が変わるなど、給与額が変わる見込みのあるとき。

・働いていて収入に変動があったとき（賞与等も申告してください）。

・財産の処分、相続、贈与、親族からの仕送りなど、臨時の収入を得たとき。

・新たに年金や手当、仕送り等の収入を得たときや、その金額が変わったとき。

① 高校生のアルバイト収入について

高校生がアルバイトをして得た収入も必ず申告してください。20歳未満の方には「20歳未満控除」や「基礎控除」等が適用されます。

また、事前に福祉事務所から承認が得られた場合は、高校卒業後に進学を考えている場合その進学費用としての貯蓄分等、収入認定額から除外することもできます。詳しくは、地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

ただし、収入申告をせず、後からその収入が判明した場合には、原則その分の保護費を全額返していただくこととなりますのでご注意ください。

② 課税調査等による収入額の調査を行います

福祉事務所では、収入状況を確認するため、生活保護法第29条の規定に基づき、毎年課税状況の調査を行います。また、必要に応じて、関係先（就労先、年金事務所等）へ調査を行います。

じじつ いつわ かく しゅうにゅう しんこく てきせい おこな あき 事實を偽ったり隠したりして収入の申告が適正に行われていないことが明らかになった場合は、不正に受けた保護費を福祉事務所が徴収します。

また、徴収金について、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることや、詐欺罪等で茅ヶ崎警察署へ告訴する場合があります。

◆ 「保護変更申請書・一時扶助申告書」について（14ページに見本あり）

支出しその他世帯の状況に変動があったときには、すみやかに福祉事務所に「保護変更申請書・一時扶助申告書」を提出してください。

～例～

- ・出生、死亡、転入、転出、進学、退学等の理由で家族に変動があったとき。
- ・出産、生業、葬祭、住宅の修理等特別な費用が必要なとき。

【福祉事務所の指導・指示に従うこと】

福祉事務所では、次のようなとき、口頭又は文書で指導・指示を行います。保護受給中の方はこれに従う義務があります。

◆就労についての指導・指示

- ・健康状態等からみて、働くことができるにもかかわらず、正当な理由もなく働くかないでいるとき。
- ・働いていても、収入増加を図るための十分な努力（転職含む）をしていないとき。

◆療養上の指導・指示

- ・病気を治す必要があるにもかかわらず、通院しないなど治療に熱心でないとき。
- ・主治医や福祉事務所の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要と認められるとき。
- ・主治医の治療方針を守らないとき。
- ・健康状態等を確認するための検診命令に従わないとき。

◆その他の指導・指示

- ・売却等により利用する必要のある資産等を処分しないとき。
- ・扶養義務者からの仕送り等の援助を受ける努力をしないとき。
- ・利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- ・福祉事務所への届け出の義務を守らないとき。
- ・その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき。

【保護費の返還を求められた場合速やかに返還すること】

次の場合、すでに支給された保護費の範囲内（医療費等現物で支給されたものも含む）で、
得た収入の全部又は一部を福祉事務所へ返還してください。

- ◆急迫した事情のため、不動産や自動車等の資産があるにもかかわらず保護を受けた後、
その資産を処分するなどにより収入を得たとき。
- ◆加入していた生命保険の解約返戻金や入院給付金、手術給付金などの保険金を受領した
とき。
- ◆保護の開始後に、過去に遡って年金や手当、補償金等を得たとき。
- ◆その他、保護の変更により、決定した保護費より多く保護費を支給されていたとき。

3 保護受給中 特に注意すべきこと

●事実を偽ったり隠したりして不正に保護を受けたときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を徴収します。徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあるほか、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には、詐欺罪等で茅ヶ崎警察署に告訴する場合があります。

※徴収金の支払いについては、福祉事務所との協議の上、「保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、保護金品等から支払いに充てることができます。

●福祉事務所が、保護を適用する上で必要と認め行う文書による指導・指示に対し、正当な理由がなく従わない場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

●生活状況、資産状況、健康状態等を調べるための調査や検診命令に従わない場合は、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

●暴力団員は、稼働能力を活用せず反社会的行為をするなど、保護の要件を満たさないため、保護は適用されません。

4 病院へのかかり方

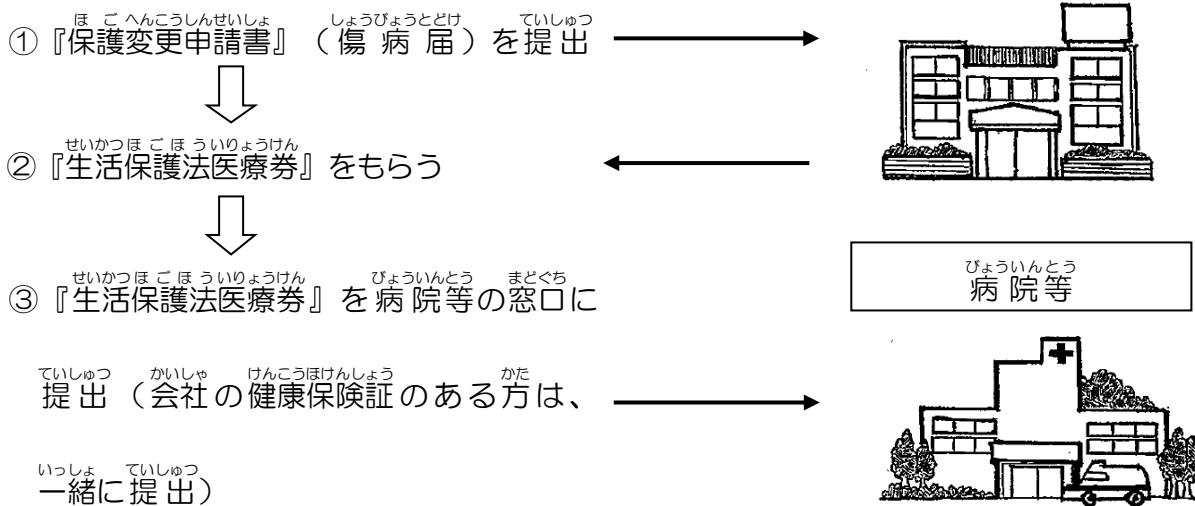
●市役所で発行している「国民健康保険証」は、保護を受けている期間は利用できませんので、

保険年金課に戻してください。（会社の社会保険は利用できます。）

●できるだけ市内の、生活保護法で指定されている病院・診療所（指定医療機関）で受診してください。やむを得ず遠くの指定医療機関で受診しようとする場合は、受診する前に福祉事務所に相談してください。

【手続き】

市役所（福祉事務所）



●同月に同じ医療機関に続けてかかる場合は、あらためて手続きをする必要はありませんが、

月が変わる場合は最初と同じ手続きをとってください。

●次の場合は、必ず福祉事務所まで連絡してください。

・病気やけがが治ったり、治療を中心断したとき。

・入院や退院、又は転院したとき。

●交通事故など、第三者行為を原因として医療行為や介護サービスを受けた場合、相手が誰であっても、また自分の過失の大小に関わらず、福祉事務所に届出をしてください。

● 急病のため夜間や休日に病院等にかかる場合は、別にお渡ししてある『生活保護受給票（休日・夜間受診票）』を病院等へ提出してください。『生活保護受給票（休日・夜間受診票）』を利用した場合は、開庁日に必ず福祉事務所へ連絡してください。

※後発医薬品の使用についてお願い

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及については、国全体で取り組んでいます。このため、保護においても、その取り組みの一環として、後発医薬品を原則として使用していくだくことになります。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に後発医薬品を使用してください。後発医薬品の使用に同意していただけない場合、後発医薬品以外の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由等を確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場合があります。後発医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、医師または薬剤師にご相談ください。

医療扶助オンライン資格確認制度について

生活保護を受給している方は、令和6年3月からマイナンバーカードを医療券・調剤券として使えるようになりました。

マイナンバーカードを医療券、調剤券として利用したい場合、マイナポータル等でマイナンバーカードを健康保険証として利用登録後、マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用したい旨を福祉事務所に連絡する必要があります。

健康保険証としての登録方法はマイナポータルホームページにてご確認ください。

マイナポータルHP

利用登録



- ・全ての医療機関等でマイナンバーカードを医療券・調剤券として利用できるわけではありません。
- ・マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用できない医療機関については、紙の医療券・調剤券を発行します。
- ・DV等による被害者の方は、マイナンバーカード紛失等により、個人を特定する情報が加害者等に漏洩する危険性があるため、制度の利用を希望する場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

5 介護扶助について

● 65歳以上の方は、保護を受給されても、介護保険に加入することになります。介護が必要になったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます《第1号被保険者》。自己負担の一割分は、介護扶助として保護で負担します。

● 会社の健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方も介護保険に加入することになります《第2号被保険者》。加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となったときは、介護保険から必要なサービスが受けられます。自己負担分は、介護扶助として保護で負担します。

● 会社の健康保険に加入していない40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入することはできません《被保険者以外の方》。介護が必要となったときには、「障害者総合支援法」（正式名：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）による自立支援給付等の他法が優先適用となります。ただし、加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となった方で、他法による給付が受けられない場合には、保護の介護扶助で、必要なサービスが給付されます。介護保険に相当する範囲内でサービスを給付し、この場合の費用は保護で負担します。

	40歳～65歳未満の方	65歳以上の方
医療保険未加入者	<p>介護保険の被保険者以外の方 (介護扶助10割給付)</p> <p>※保護受給者の大多数は、医療保険の未加入者（国民健康保険の適用除外）であるので、介護保険の被保険者となりません。</p> <p>※障害者総合支援法による自立支援給付等が優先適用となります。</p>	<p>介護保険第1号被保険者 (介護保険9割十介護扶助1割)</p>
会社の健康保険 被保険者	<p>介護保険第2号被保険者 (介護保険9割十介護扶助1割)</p>	

6 ほごかいしけっていじ てつづ 保護開始決定時の手続きについて

ほごうきゅう 保護を受けることが決まったときは、ひつよう おう つき てつづ 必要に応じて次の手続きをとってください。

◆市役所での手続き

- こていしさんせい じゅうみんせい こくみんねんきんほけんりょうとう めんじょ はあい 固定資産税、住民税、国民年金保険料等は免除になる場合がありますので、めんじょしんせい 免除申請の手続きについては次の問い合わせ先にご相談ください。

めんじょたいishōせいいど 免除対象制度	とあさき お問い合わせ先
こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	ほんちょうしゃ かい ほけんねんきんか 本庁舎1階 保険年金課
ほいくりょう 保育料	ほんちょうしゃ かい ほいくか 本庁舎1階 保育課
じゅうみんひょう うつとう こうちすうりょう 住民票の写し等の交付手数料	ほんちょうしゃ かい しみんか 本庁舎1階 市民課
しけんみんせい こていしさんせいとう 市県民税・固定資産税等 (減免申請期限は納期限の10日前までです)	ほんちょうしゃ かい しゅうのうか 本庁舎2階 収納課
していふくろ 指定ごみ袋の配布	ほんちょうしゃ かい しげんじゅんかんか 本庁舎2階 資源循環課
じりつしえんりょうじゆうじゅうしゃじょう 自立支援医療受給者証	ふんちょうしゃ かい しゅう ふくしき 分庁舎2階 障がい福祉課
しゅうがくえんじょきん 就学援助金	ふんちょうしゃ かい がくむか 分庁舎3階 学務課
がくどうほいくりょう 学童保育料	ふんちょうしゃ かい せいしょうねんか 分庁舎3階 青少年課

◆その他の手続き

- ぼうそうじゅしんりょう こうこうじゅぎょうりょう おおがた しゅうしゅうてすうりょうとう めんじょ はあい NHK放送受信料、高校授業料、大型ごみ収集手数料等は免除になる場合がありますので、めんじょしんせい てつづ つぎとあさき そุดん 免除申請の手続きについては次の問い合わせ先にご相談ください。

めんじょたいishōせいいど 免除対象制度	とあさき お問い合わせ先
ぼうそうじゅしんりょう NHK放送受信料	にっぽんぼうそうきょうかい えびな 日本放送協会(海老名) (046-235-7000)
おおがた しゅうしゅうてすうりょうとう 大型ごみ収集手数料	かんきょうじぎょう 環境事業センター おおがた とうよゆくせんよう 大型ごみ等予約専用ダイヤル (0467-57-1166)
こうこうじゅぎょうりょう にゅうがくきん 高校授業料・入学金	こうこうじゅきょく 高校事務局
りょうきん プロパンガス料金 ※会社によって減免されない場合があります	かくがいしゃ 各プロパンガス会社

7 しんせいしょとう
申請書等の記入例

提出年月日 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日		住 所 茅ヶ崎市●●町1-1-1		認定対象月		月 月		月 月		合計	
収入(無収入)申告書		申告者名前 茅ヶ崎 太郎		給与額(A)		円		円		×1/3=	
		電話 ●●●-●●●-●●●●		基礎控除(B)							
		1人目 世帯のすべての収入について次のとおりで相違ありません。		勤務日数		日 日		日 日		×1/3=	
		稼動収入		必要経費(C)		円		円		×1/3=	
		区分 ●月分		月分		月分		月分		×1/3=	
		収入		見込み収入(■月分)		収入認定額		=(A)-(B)+(C)+(D)+(E)			
		日数		●●		給与額(A)		円		×1/3=	
		必要経費		●●		基礎控除(B)					
1人目 仕事:()		勤務日数		●●		勤務日数		日 日		×1/3=	
		収入		●●		必要経費(C)		円		×1/3=	
		日数		●●		交通費(D)		円		×1/3=	
2人目 仕事:()		収入		●●		その他控除(E)		未成年者有・無			
		必要経費		●●		収入認定額		=(A)-(B)+(C)+(D)+(E)			
		その他の収入		●●							
		仕送り・養育費		受領者		収入の種類		金額		直近の受領月	
		年金・恩給						円		備考	
		手当・保険金						円		月	
		その他						円		月	
*収入について変わったときは、すぐに担当員に届け出てください。 ・提出期限は必ず守ってください。遅れると保護費の支給の遅れや、受けた保護費の返還が生じることがあります。 ・保護の決定又は実施のために必要があるときは、生活保護法第29条の規定に基づき、関係先へ調査することがあります。 ・不正な届け出をして保護を受けた場合、生活保護法第78条の規定に基づき、受けた保護費を返還してもらうほか、同法第85条又は刑法の規定に基づき、処罰されることがあります。											

必ず申告した金額が確認できる明細等を添付してください

受 付	
--------	--

生活保護法による(保護変更申請書・一時扶助申告書)

●● 年 ●● 月 ●● 日

(宛先) 茅ヶ崎市福祉事務所長

申請者 住所 茅ヶ崎市●●町1-1-1

氏名 茅ヶ崎 太郎

世帯主 氏名 茅ヶ崎 花子

次のとおり生活保護法による 保護の変更申請 一時扶助を申告します。

生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助
<input type="checkbox"/> 布団類 再生 新規 <input checked="" type="checkbox"/> おむつ代 ●●月分 <input type="checkbox"/> 家具什器 (冷暖房器具) <input type="checkbox"/> 生活移送費 <input type="checkbox"/> 家財保管料 <input type="checkbox"/> 小中入学準備金 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 教材代 <input type="checkbox"/> 通学交通費 <input type="checkbox"/> 校外活動参加費 <input type="checkbox"/> 学習支援費 <input type="checkbox"/> 夏季施設参加費 <input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家賃更新料 (保証料・保険料) <input type="checkbox"/> 敷礼等 <input type="checkbox"/> 前家賃 <input type="checkbox"/> 配電設備費 <input type="checkbox"/> 家財保管料 <input type="checkbox"/> 家財処分料 <input type="checkbox"/> 住宅維持費 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 通院交通費 月分 <input type="checkbox"/> 社保の一部負担金 <input type="checkbox"/> 診療報酬償還払 <input type="checkbox"/> 妊婦検診療 <input type="checkbox"/> その他
出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	保護変更
<input type="checkbox"/> 出産費用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生業費用 <input type="checkbox"/> 就職支度費用 <input type="checkbox"/> 技能習得交通費 <input type="checkbox"/> 高校入学準備金 <input type="checkbox"/> 通学交通費 <input type="checkbox"/> 教材代 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 葬祭費用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 障害者加算 精神・身体手帳 級 <input type="checkbox"/> その他加算 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 管外転出 <input type="checkbox"/> 世帯員増 <input type="checkbox"/> 世帯員減 <input type="checkbox"/> 手当 手当 <input type="checkbox"/> その他
その他			

通院交通費
外泊交通費
連絡交通費

申告書

受付

住所 茅ヶ崎市 OO 町1-1-1
申告者 氏名 茅ヶ崎 太郎

次のとおり申告します。

患者	茅ヶ崎 太郎		住所	茅ヶ崎市 OO 町1-1-1	
連絡者 (付添者)			住所		
病院の 名称・ 所在地	病院 所在地 病院名	OO病院	区間 (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー) (バス・電車・タクシー)	※IC金額による OO駅 ~ OO駅 OO駅前 ~ OO駅前	片道金額 185 円 225 円 ~ ~ ~ ~ ~ ~
		片道合計 金額	OO円	往復合計 金額	OO円

(令和 年 月分) ※ 次の表(カレンダー)の該当する日にDr等の押印お願いします。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
病院名か医師の押印									
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
OO病院									
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	摘要			特 記 事 項					
認定	日数 日	単価 円		金額 円	確 認				

8 就労自立給付金

保護受給中に、安定した生活が継続できる職業に就いたことにより、保護を必要としたと福祉事務所が判断した方から、申請をいただくことで、就労自立給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、保護の廃止の直前に行っていただき、給付金は、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに支給されます。

※給付金の支給を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときは、時効によって消滅します。

※過去に給付金の支給を受け、3年を経過していない方は、支給対象とはなりません。ただし、就労していた会社等の倒産や事業の廃止などやむを得ない理由（疾病等自己都合による場合は除きます）がある場合は対象となることもあります。

※辞退によって保護が廃止となった方は、給付金の支給対象とはなりません。

◆支給方法は、保護廃止前の最大6ヶ月分の就労による収入認定額に対し10%を乗じた額に、基礎額を加えた額又は支給上限額とを比較し、いずれか低い額が、保護廃止時に世帯単位で一括支給されます。ただし、この額が下限額を下回る場合は、下限額を支給します。

基礎額は、5万円（単身世帯にあっては4万円）から、算定対象期間において最初に就労収入があった月の翌月から廃止までの月数に7,500円を乗じて得た額を減じて得た額となります。

月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単身世帯	40,000円	32,500円	25,000円	17,500円	10,000円	2,500円
複数世帯	50,000円	42,500円	35,000円	27,500円	20,000円	12,500円

支給上限額は、単身世帯の場合は10万円、2人以上の世帯の場合は15万円となります。

支給下限額は、単身世帯の場合は2万円、2人以上の世帯の場合は3万円となります。

※実際の給付金の金額は、廃止直前に申請があった後に算出します。

◆福祉事務所は、給付金の支給を適切に行うため、必要があるときは、保護受給中若しくは保護受給終了の方、又は雇主その他の関係する方に対して、安定した職業に就いた事実や就労収入の額等必要な事項の報告を求めることができます。

◆事實を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることができます。）

9 進学・就職準備給付金

ほごじゅきゅううちゅう こうとうがっこうとう そつきょう だいがくとう しんがく かた あんてい しょくぎょう
保護受給中に、高等学校等を卒業し大学等に進学する方や、安定した職業に
つ ほごひつよう かた しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん しきゅう
就くことにより保護を必要としなくなる方については、進学・就職準備給付金の支給
う を受けられます。

◆この給付金の申請は、原則として進学・就職する方が生活保護世帯員である間に
おこな 行っていただきます。

※給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅しま
さいしきゅう じこう しょうめつ
す。また再支給はできません。

〈申請書類（進学準備給付金）〉

① 進学準備給付金申請書

② 大学等へ確実に入学すると見込まれることが分かるもの（次のいずれか）

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等

③（進学に伴い転居する場合）新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

④ その他、進学先の概要等が分かる書類等

〈申請書類（就職準備給付金）〉

① 就職準備給付金申請書

② 就職すると見込まれることが分かるもの（次のいずれか）

- ・内定通知書
 - ・事業主が発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ③（就職に伴い転居する場合）新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ④ その他、就職先の概要等が分かる書類等

〈支給金額〉

◆支給額は、次の通りです。

転居する方 【30万円】

その他の方 【10万円】

※進学準備給付金を受給される方は奨学金等を受けながら大学等に進学すると

世帯分離という取扱いになります。進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から通学する方の世帯については、住宅扶助費の減額はありません。

※就職準備給付金を受給するには、世帯員と同居の場合、世帯が保護廃止となる必要があります。

◆事実を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）

10 相談・連絡先

- ◆ 福祉事務所の担当者が定期的にあなたの家庭を訪問します。また、市役所や地区の民生委員もいろいろな相談にのってくれます。
- ◆ 安定した生活を支援するため、保護の状況を民生委員等に伝えることがあります。
- ◆ 福祉事務所や市役所の担当員、民生委員等が、あなたの相談ごとを他人に漏らすことは法律で禁止されていますので、安心して相談してください。

あなたの担当は

ちがさきしふくしじむしょ せいかつしえんか
茅ヶ崎市福祉事務所 生活支援課 (☎ 0467-81-7158)

たんとういんめい
担当員名

MEMO



茅ヶ崎市

茅ヶ崎市福祉事務所生活支援課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話(0467)81-7158(直通)

「生活保護のしおり」説明確認書

生活保護受給中の権利・義務及び所定の手続き等について、説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する、次の事項について改めて説明を受けたので、署名します。

●健康の保持・増進に努め、また収入・支出などの生計の状況を知り、生活をより良くするよう努めます。

●生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。

●世帯主だけではなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などが就労（アルバイトも含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても福祉事務所に申告する義務があることを了承し、私と私の世帯員のすべての収入について、福祉事務所に申告します。

●世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、福祉事務所に速やかに申告します。

●家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は、代理納付を了承します。

●保護の目的達成や決定実施のために福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。

●事実を偽ったり隠したりして、不正に保護を受けた時は、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と福祉事務所に判断された場合も含む。）

●保護費の返還を求められた場合は、速やかに返還します。

●暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

年 月 日

（説明を受けた方）氏名 _____

（説明した人） _____ 茅ヶ崎市福祉事務所生活支援課保護担当

(参考) 生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前3項の規程による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。